

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成27年6月30日
【会社名】	株式会社ロジネットジャパン
【英訳名】	LOGINET JAPAN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木村 輝美
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役副社長 下斗米 寛泰
【本店の所在の場所】	札幌市中央区大通西8丁目2番地6
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長木村輝美及び代表取締役副社長下斗米寛泰は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成27年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び重要な連結子会社3社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

なお、連結子会社12社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価の範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価の範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の営業収益（連結会社間取引消去後）の予想金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の連結営業収益の概ね2/3に達している5事業を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として「営業収益」、「営業未収入金及び売掛金」並びに「営業未払金及び買掛金」に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

記

当社は、会計監査人より、グループ間取引の適切性について疑義がある旨の外部からの通報を踏まえて調査したところ、過去の会計処理について訂正を要する懸念が生じた旨の指摘を受けたことから、これまでのグループ間取引において適正・妥当な会計処理が行われていたかの検証が必要であると判断し、平成27年2月6日付で第三者委員会を設置いたしました。

平成27年3月6日に、第三者委員会から「調査報告書」を受領し、倉庫賃料等のグループ間取引に関して不適切な会計処理があったとの指摘を受け、当社にて検討した結果、過年度の会計処理の修正が必要であると判断しました。また、この修正の結果、過年度におけるのれん及び固定資産の減損損失の追加計上等が発生したため、過年度の有価証券報告書、四半期報告書及び内部統制報告書について、訂正報告書を提出いたしました。

当社は、第三者委員会からの指摘に基づいて、当社が整備及び運用している内部統制を再検証した結果、全社的な内部統制、決算・財務報告プロセス及び売上計上プロセスに関する内部統制の不備は、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

当社は、第三者委員会による再発防止のための提言及び当社の検証結果に基づいて再発防止策を策定し、当事業年度末日時点で実行に着手しておりますが、十分な措置を講じる期間及び運用期間を確保することができなかったため、平成27年3月31日時点では、上記の不備の解消には至っておりません。

翌事業年度においては、既に策定した下記の再発防止策の適切な運用を通じて、財務報告に係る内部統制の不備の改善を図ってまいります。

- (1) 適正な財務諸表の作成及び表示に関する経営陣の意識改革
- (2) 内部監査及び監査役監査の強化
- (3) 内部通報制度の整備
- (4) グループ間取引に関する準則の整備
- (5) 会計監査人との連携強化

なお、当事業年度末日時点において開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、第三者委員会の調査及び社内における検討によって特定され、すべて財務諸表及び連結財務諸表に反映しております。

4【付記事項】
該当事項なし。

5【特記事項】
該当事項なし。